

令和6年 第3回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年3月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時10分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第3回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に2番委員並びに3番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 農地法第3条を議題といたします。番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局	3 ページ番号 1 をご覧ください。 受 人 〇〇市〇△△△番地△△ 〇〇 〇〇 渡 人 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇〇△△△△番、△△△△番 地 目 畑 面積合計 2, 3 4 2 m² 権利内容 所有権 理 由 規模拡大 自作地 0 m² 借受地 6, 2 5 0 m² 貸付地 0 m² 取得状況 平成 2 0 年 7 月 9 日 相 続 不耕作無 家族数 1 従農数 1 経 態 専 業 所有機械 トラクター 2 台、管理機 2 台、定植機 1 台、ハンマーモア 1 台、トラック 1 台 位 置 農用地区域 自宅から 1 0 キロメートル 4 ページをご覧ください。こちらは申請地の左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。申請地は大字〇〇字〇〇〇〇地内にあり、現在△△△△番は保全管理状態、△△△△番はもともと遊休農地で木が生い茂っていましたが、木を切った後の状態になります。 受人は現在 2 7 歳で、専業農家です。栽培作物は施設野菜、露地野菜です。美里町と〇〇市に農地を借りて耕作しており、現地確認したところ不耕作地、違反転用農地はありませんでした。渡人は高齢で耕作ができないため、受人に買ってくれないか相談があり申請に至ったようです。 申請地取得後は、木の根は残っているところは伐根し土づくりをした後、全体で露地野菜を栽培していくとのことです。 以上番号 1 の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	3 条の番号 1 を審議いたします。農業委員 3 番より補足説明がありましたらお願いします。
3 番委員	受人は美里町出身で、美里町と〇〇市で露地野菜を栽培しています。本人も規模拡大をしたいとのことなのでご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久 2 番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 松久 2 番	申請地もきれいになり今後も農地として利用していくとのことですので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。推進委員松久

	3 番。
推進委員 松久 3 番	現地確認しましたが、農地に使っていないような農業機械やトラック等が置いてありましたがこれは申請人とは関係あるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地の隣の農地に委員の言う通り、使っていないような農機具、トラックが置いてありますが、申請人とは関係はありません。
推進委員 松久 3 番	申請地はきれいになっていますが、周りも農地だと思いますが、撤去等の予定はありますか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	撤去の予定などは聞いておりませんが、使っていないようなので、耕作者には撤去するように伝えたいと思います。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	3 ページ番号 2 をご覧ください。 受 人 〇〇△△△△番△ 〇〇 〇〇 渡 人 大字〇〇△△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、△△△△番△、△△△△番 地目 田 面積合計 1, 3 0 0 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作 地 0 m² 借受地 9, 8 0 2 m² 貸付地 0 m² 取得状況 平成 2 1 年 2 月 4 日 相続 不耕作無 家族数 3 従農数 2 経 態 専 業 所有機械 トラクタ ー 1 台、耕耘機 1 台、防除機 1 台、トラック 1 台 位 置 △△△△-△, △△△ △番は農用地区域 △△△△-△は農用地区域外 自宅から 5 0 メートル 5 ページをご覧ください。こちらは申請地の左側が付近の状況図、右側が公図 の写しでございます。申請地は大字〇〇字〇〇〇地内にあり、現在は保全管理状 態になります。 受人は現在 6 3 歳で、専業農家です。栽培作物は米、露地野菜です。 渡人は相続で譲り受けたが農業を行っていない、管理が困難なため受人に相談 したところ売買に至ったようです。申請地取得後は、米を栽培していくとのこと です。以上番号 2 の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします
議 長	3 条の番号 2 を審議いたします。農業委員 1 1 番より補足説明がありましたらお 願いします。
1 1 番委員	先日現地確認をしました。現地は、草を刈っているようですが作物は作っていな いようです。受人に話を聞いてみますと、すぐには作物を作れないと思いますので 土づくりから行うとのことです。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢 3 番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢 3 番	申請地は 3 か所ありますが、長年何も作っていない場所になります。受人も農業 にやる気があり、露地野菜をメインでやっているのので田んぼですが畑としても利用 したりして様々な作物を作っていきたいとのことです。ご審議の程よろしく願い いたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ うですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないよ

事務局	うですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、番号3、4について事務局より説明をお願いいたします。 3ページ番号3、4をご覧ください。こちらは受人と渡人との間でお互いの農地を交換するとのことなので一括審議をお願いいたします。なお、農地の交換とありますが、許可要件は通常と変わりはなく、受人が許可要件を満たしているかになります。よろしくをお願いいたします。 申請者 ○○△△△△番地 ○○ ○○ ○○△△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○○△△△△番 畑 389㎡、大字○○字○○ △△△△番 畑 300㎡ 権利内容 所有権 理由 農地交換 ○○ ○ ○氏の自作地 0㎡ 借受地3,069㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 平成3年 9月25日 相続 不耕作無 家族数 2 従農数 1 経態 専業 所有機 械 トラクター1台、草刈機1台、トラック1台 位置 農用地区域 自宅から 450メートル ○○ ○○氏の自作地 3,373㎡ 借受地3,013㎡ 貸付地0㎡ 取 得状況 平成10年7月9日 相続 不耕作無 家族数 3 従農数 1 経 態 専業 所有機械 トラクター1台、草刈機1台、トラック1台 位置 農用 地区域 自宅から10メートル 6ページをご覧ください。こちらは○○△△△△番の左側が付近の状況図、右 側が公図の写しでございます。大字○○○○○○地内にあり現在は果樹等が植 わっている状態になります。7ページをご覧ください。こちらは○○△△△△番 の左側が付近の状況図、右側が公図の写しでございます。大字○○○○○○地内に あり現在は露地野菜等が植わっている状態になります。 ○○ ○○氏は現在74歳で、専業農家です。栽培作物は果樹です。 ○○ ○○氏は現在88歳で、専業農家です。栽培作物は露地野菜になります。 申請地は、相対で既に交換して耕作しているとのこと。下限面積要件がなく なったこともあり、正式に申請し名義変更を行いたいとのこと。 また、農地を交換するとお互いに自宅に近くになり農作業の効率化になると のことです。以上番号3、4の案件になります。ご審議の程よろしくをお願いいた
-----	--

	します。
議 長	3条の番号3、番号4を審議いたします。農業委員11番より補足説明がありましたらお願いします。
11番委員	先日現地確認をしてきました。家庭菜園くらいの作物が植わってありました。お互いの家に近くなるということなので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢3番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 大沢3番	お互いの自宅に近くなるということなので問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号3、番号4について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第3条の番号1から番号4までの案件につきましては許可と議決されました。

議 長	第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	9ページをご覧ください。申請者 大字〇〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△△番、△△△番 地目 畑 1筆 8.93㎡ 転用目的 住宅敷地拡張 申請内容 職業 会社員 既存住宅敷地の一部について農地法上の是正 取得状況 令和5年2月28日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 10ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請地については昭和40年代から家が建っており、昭和60年頃の土地改良事業の際に住宅前の道路が整備された際に農地の一部が残り、既存の住宅敷地の一部に組み込まれている状態になります。本来であれば組み込む際に農地転用の許可が必要でしたが、農地法の知識もなく手続きをしないまま宅地として利用していたそうです。昨年申請人の親が亡くなり相続手続きをする際に、申請地が農地であることを知り、令和6年2月に相続手続きを終わったため申請地を正しい状態にするため今回の申請に至ったようです。 以上番号1の案件になります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。農業委員10番より補足説明をお願いいたします。
10番委員	公図の写しを見てもらえばわかるように、面積も小さく畑として残しても作物も何も作れない状態ですので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉2番	昨日現地を確認しました。本人と面談し、申請地は若干植木が植わっています。面積も小さく畑利用も難しい状態になります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ

	うですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第4条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第4条の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いいたします。
事務局長	農地法第4条の番号1の案件につきましては許可相当と決定されました。
議 長	第3号議案 農地法第5条の規定による申請案件について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	13ページをご覧ください。番号2 受人 ○○市○○△△△番△号 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○ △△△番、△△△番△ 地目 畑 計2筆 合計 496㎡ 転用目的 自己 用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 電気工事業 107.23㎡ 平屋建て 取得状況 昭和53年8月20日 相続 仮登記・抵当権なし 位 置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 14ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は現在○○市に住んでおり電気工事業を営んでおります。自己用住宅の建設を検討する際の土地選定理由ですが、県北での仕事が多く、妻の実家が○○町にあるため、○○町周辺で土地を探していたところ申請地を紹介されそうです。現在の○○市にある自宅は売却する手続きを不動産屋と調整中とのことです。道路接続につきましては申請地北に7.7mの町道があり、そこから水道の取り出し、排水については集落排水に接続となります。以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。農業委員3番より補足説明をお願いいたします。
3番委員	先日現地確認を行いました。農地として使うのはあまり向かない農地です。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久2番	先日現地確認してきました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく お願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよう ですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1につ いて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いいたし ます。
事務局	13ページをご覧ください。受人 大字〇〇△△△番△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 △ 地目 畑 1筆 339㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請 内容 職業・会社員 61.27㎡ 2階建て 取得状況 昭和60年4月22 日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第3種農地 農用地区域外 宅地から

	5メートル 16ページをご覧ください。大字〇〇〇地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は妻と子供、両親と計6人で生活をしておりますが、家の中が手狭になってきたことや子供が社会人となり車を置くスペースがないことから、実家近くの申請地に自己用住宅の建築を検討したようです。道路接続については申請地南に5.4mの町道があり、そこから水道の取り出し、排水については浄化槽設置し道路側溝へ排水となります。以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。農業委員1番より補足説明をお願いいたします。
1番委員	申請地は、住宅地ですので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	受入は申請地の西200m程のところに住居しています。現在は進入路が狭く手狭なため自己用住宅を建築するとのことですのでご審議よろしく願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。

事務局	続きまして、農地法第5条の番号3について事務局より説明をお願いいたします。 13ページをご覧ください。受入 ○○○○○○区△丁目△番△ ○○○○ ○○○○○○ 合同会社○○○○ 渡人 ○○○県○○○市○○区○○○△丁 目△△番地△△号 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 地 目 畑 1筆 930㎡ 転用目的 太陽光発電施設 権利内容 所有権 申 請内容 職業・太陽光発電事業 太陽光パネル140枚、発電出力49.5kW 取得状況 昭和60年4月22日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第3種 農地 農用地区域外 宅地から5メートル 18ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。次ページをご 覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は太陽光発電事業を行っている法人であり、近隣では○○市で太陽光 発電施設を所有し売電事業を行っているとのことです。申請地を選定した理由 ですが、日当たりが良い場所で、東京電力の電柱が近くにあり定期メンテナンス を行う上で最適とのことです。周囲はフェンスで囲み、周辺農地に影響ないよう にするとともに草の繁茂状態を見ながら定期的に除草作業を行うとのことで す。以上番号3の案件になります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号3を審議いたします。農業委員1番より補足 説明をお願いいたします。
1 番委員	特に意見はありません。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	この土地は耕作されておらず、草が生い茂っていた土地になります。太陽光施 設を設置するとのことなので、管理されて周辺の方も安心できるのではないかと 思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよ うですので次に移ります。

	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。10番委員
10番委員	この太陽光発電の申請は、太陽光発電施設の下で営農をするものか、雑種地等に変更し発電だけ行うものかどちらになりますか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	今回の申請は、営農型ではなく、太陽光発電のみを行う申請になります。
議 長	他農業委員から質問のあるかたの挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	13ページをご覧ください。受入 ○○市○○○△-△-△ ○○○○株式会社 代表取締役○○ ○○ 渡人 大字○○○△△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○○字○○○△△△番△ 地目 畑 1筆 235㎡ 転用目的 一時転用 資機材置場 権利内容 賃貸借権 許可日から令和6年9月30日まで 申請内容 職業 建設業 公共工事に伴う資機材置場 取得状況 令和5年10月5日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から15メートル 20ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 美里町発注工事町道1級2号線歩道整備工事を行うにあたり、資材、重機等を置くための一時転用申請になります。農地の上にシートを敷きその上に鉄板を置き、資材等を置き工事を行い、工事終了後はシート及び鉄板を撤去し農地

	の状態に戻すとのことです。以上番号４の案件になります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第５条の規定による番号４を審議いたします。農業委員１０番より補足説明をお願いいたします。
１０番委員	事務局の説明の通りで特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。
議 長	次に、推進委員東兎玉２番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉２番	昨日現地を確認しました。申請地は特に問題ありません。工事期間については最短で半年、最長で８カ月とのことです。ご審議の程よろしく願います。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第５条の番号４について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 ５条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第５条の番号１から番号４の案件につきましては許可相当と議決されました。

議 長	第４号議案 荒廃農地の農地・非農地の判断について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書２３ページをご覧ください。荒廃農地の農地・非農地の判断についてです。遊休農地に関する措置として、農業委員会は毎年１回農地の利用状況の調査をすることになっており、昨年８月末を目途に全委員に調査をしていただいたところです。この調査で、農地として再生困難な農地については、農業委員会が非農地判断を行うことになっており、調査結果をもとに事務局で現地を確認させていただきました。調査結果では今回の土地以外にも多数山林化していて再生困難と指摘されておりますが、国から示されている非農地判断マニュアルを参照し、再生困難な土地について資料にまとめさせていただきました。なお、マニュアルに示されている非農地の判断基準となる農地とは、既に森林の様相を呈している場合や、周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等、農業上の増進を図ることが見込まれない農地であり、かつ農業的利用を図るための計画がない農地とされています。これを受けまして山林に囲まれ復元してもすぐに山林に戻ってしまう農地、一体が山林化しており、個人だけでは解決しない農地、これら２つの農地を一覧表にまとめさせていただきました。今回非農地の判定を審議していただくのは町内６ヶ所です。２３ページの地図上に農地の場所、その右にその農地の情報を記載しております。タブレットの写真を参照しながら判断いただきたいと思います。①大字〇〇△△△－△他２筆、裏の山が迫り一体化、②大字〇〇△△△△－△裏の山が迫り一体化、③大字〇〇〇△△△－△他５筆裏の山が迫り一体化、④大字〇〇〇△△△他２筆山に取り囲まれている、⑤大字〇〇△△△－△他４筆山に取り囲まれている⑥大字〇〇△△△－△他６筆裏の山が迫り一体化、以上２５筆合計面積１５，８８１㎡となっております。 なお、非農地と判断された後については、所有者に非農地通知を出します。地目変更登記を行うには非農地判定通知を添付することで可能となりますが、あくまでも変更は農地所有者が行うことになっております。以上になります。ご審議をお願いいたします。
議 長	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。荒廃農地の農地・非農地の判断について審議いたします。非農地とすることで賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

事務局	(農業委員全員挙手) 賛成全員につき、決定します。 第5号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定等について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。 農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定め、公表しなければならないとされています。そして、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価することとなっています。 本議案では令和6年度の目標を定めておりますのでご確認をよろしくお願いいたします。 25ページ左をご覧ください。令和6年4月1日予定の農業委員会の状況です。1は、農業委員会の体制。2は、農家・農地等の概要です。こちらは農業センサスの情報を記載しております。 Ⅱ最適化活動の目標です。1最適化活動の成果目標はこれまでの集積面積434ヘクタール、集積率39.5%について、国が目標と定める80%に近づけるため、今年度の目標を166ヘクタールとしました。 続いて遊休農地の解消についてですが、みなさまに実施いただきました農地パトロール結果による遊休農地面積です。 目標のアのaについては記載にあるように、緑区分の遊休農地面積の5分の1を目標といたしました。 bの黄色区分は簡単には解消できない農地ですが、解消に向けた工程表を策定することを目標としました。 そしてイの新規発生遊休農地については、記載のとおり3.01ヘクタールといたしました。次ページをご覧ください。 新規参入の促進についてですが、令和4年度に1経営体の新規参入がありました。令和5年度は0となっております。 権利移動面積の目標は記載にあるように3年間の実績の平均の1割とさせていただきます。 次に2最適化活動の目標についてですが、昨年と同様、月10日以上活動を目標とさせていただきました。 また、強化月間として3カ月と新規参入相談会への参加を記入させていただき
-----	--

	ました。以上、令和6年度最適化活動の目標といたしました。以上となります。ご審議お願いいたします。
議 長	令和6年度最適化活動の目標の設定等について審議いたします。推進委員・農業委員の方で意見・質問のあるかたは挙手をお願いいたします。10番委員。
10番委員	遊休農地の緑区分、黄区分とありますがこれはどういう意味ですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	緑区分の遊休農地とは、トラクターが入ればすぐに解消できるような農地、荒廃度が低い農地になります。黄区分の遊休農地とは重機等が入らないと解消できないような荒廃度が高い農地となっております。
10番委員	遊休農地の解消に対してなにか補助や町で予算はあるのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	遊休農地に関する町の予算については、農地パトロールで所有者等に通知を出す際の郵送料のみしかありません。
10番委員	遊休農地を耕作者が解消しても補助はなにも出ないのでは、先ほどの黄区分の農地はなかなか解消されないと思います。町からもそういった補助等を出した方がいいのではないかと思います。
議 長	目標を達成できなかったら罰則等はあるのでしょうか。
事務局	特に罰則等はありませんが、交付金に影響が出るようです。

議 長	その他推進委員・農業委員の方で意見・質問がある方は挙手をお願いいたします。意見・質問がないようですから、採決したいと思います。令和6年度最適化活動の目標の設定等について、意見なしと回答していいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、意見なしと決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第3回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和6年3月25日 議 長 署名委員 署名委員	